

令和4年度毒物劇物取扱者試験受験案内

毒物劇物取扱者試験は、各都道府県で実施しておりますので、お住まいの都道府県で実施される毒物劇物取扱者試験を受験してください。新型コロナウイルスによる感染防止のため、都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします。

1 試験の日時及び会場

- (1) 日 時 令和4年9月7日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで(120分間)
- (2) 会 場 山形国際ホテル(山形市香澄町三丁目4番5号)

※ 新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生等の影響により、試験を延期又は中止する可能性があります。また、流行状況により、会場を追加・変更する場合があります。その場合、山形県ホームページの毒物劇物取扱者試験に関するページにてお知らせします。受験の申し込み後であっても、出願者への個別連絡は行いません。

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目及び出題範囲(すべてマークシート方式)

科目		出題範囲及び問題数	配点
1	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物取締法、同法に係る政省令 (20問)	20点 (1問1点)
2	基礎化学	高等学校学習指導要領「化学基礎」「化学」 程度 (20問)	20点 (1問1点)
3	一般	毒物及び劇物全般 (10問)	各10点 (1問1点)
	農薬用品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物 (10問)	
	特定品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物 (10問)	
4	一般	毒物及び劇物全般 (10問)	各10点 (1問1点)
	農薬用品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物 (10問)	
	特定品目	毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物 (10問)	

※ 試験科目「4 実地試験」についても筆記にて実施します。

4 受験資格

年齢、学歴、経験等は問いません。

ただし、次の方は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

なお、次の方は毒物劇物取扱責任者になることができますので、受験する必要はありません。（詳しくは、山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課又は最寄りの保健所にお問い合わせください。）

- (1) 薬剤師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1部

イ 戸籍抄本又は本籍地の記載のある住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの） 1通

※ 発行日から6ヶ月以内のもの、コピー不可

ウ 写真（4.5cm×3.5cm、無帽・上半身・正面向き、願書提出日から6ヶ月以内に撮影したもの。） 1枚

※ 裏面に氏名及び生年月日を記載し、受験願書の所定の位置に貼付すること。

(2) 試験手数料 11,000円（山形県収入証紙で納入）

※ 受験願書の所定の場所に貼付し、消印はしないでください。

※ 山形県収入証紙以外での納付（現金書留、郵便為替等）は認めません。（国の収入印紙ではないので注意して下さい。）

※ 試験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還いたしません。

※ 山形県収入証紙売りさばき所については、山形県ホームページで「県証紙」と入力して検索していただくか、以下のとおり進んでください。

（ホーム > 県政情報 > 財政・予算 > 県証紙 > 県証紙売りさばき所の御案内）

※ 売りさばき所で購入することが困難な方は、「山形県庁売店」で山形県収入証紙の郵送販売をしております。山形県ホームページにて案内しておりますので以下のとおりに進んでください。

(ホーム > 県政情報 > 財政・予算 > 県証紙 > 県外からの県証紙の購入方法)

【注意事項】

- ・売店が申し込みを受けてから山形県証紙返送まで1週間から2週間程度、時間がかかる場合があります。願書受付の期限に余裕を持って申し込み下さい。
- ・不明な点については「山形県庁売店」023-630-3011（8時から18時）まで

(3) 願書の受付

ア 受付期間 令和4年6月8日(水)から令和4年6月29日(水)まで

(県庁閉庁日を除く)の午前9時から午後5時まで

※ 郵送で提出する場合は簡易書留とし、令和4年6月29日(水)の消印のあるものまで有効とします。封筒の表には、「**毒物劇物取扱者試験受験願書在中**」と朱書きしてください。

イ 受付場所 山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課(県庁3階)

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL 023(630)2662

(4) 受験通知書

令和4年8月中旬に、受験通知書を受験願書に記載された住所に送付しますが、**令和4年8月26日(金)**まで届かない場合は、山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課まで連絡してください。

6 受験案内及び受験願書の請求方法

(1) 直接受け取る場合

山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課及び最寄りの保健所(山形市保健所を除く)で配布します。

受験願書等配布場所	所在地	電話番号
山形県健康福祉部 コロナ収束総合企画課 薬務担当(県庁3階)	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1	023-630-2662
村山保健所 保健企画課医薬事室	〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6	023-627-1248
最上保健所 保健企画課企画調整・地域医療担当	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1257
置賜保健所 保健企画課医薬事担当	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238-22-3872
庄内保健所 保健企画課医薬事担当	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖 東19-1	0235-66-4738

(2) 郵送を希望する場合（請求期限：令和4年6月22日（水）消印有効）

ア 用意するもの

- a 請求用封筒（表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きしたもの）
- b 返信用封筒（返送するために必要な郵便料金分の切手が貼られたもの）
※参考※ 1部返送にかかる郵便料金 長形3号：94円 角形2号：120円
- c 請求者の電話番号（日中連絡が取れるもの）

イ 請求方法

- bの返信用封筒へ請求者の氏名、住所、郵便番号を記入し、cが記載されたもの（手書きのメモ、名刺など）とともにaの封筒に入れ、下記に請求してください。（必要部数が2部以上の場合はお問い合わせください。）

《毒物劇物取扱者試験受験願書請求先》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課

※ 返信に必要な郵便料金分の切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は、請求を受け付けませんので、入れ忘れ等に十分ご注意ください。

7 合格基準

次のいずれの項目をも満たすものを合格者とします。

- (1) 3科目*の総合得点 36点以上（6割以上）
- (2) 各科目*の得点 8点以上（4割以上）

※試験科目3及び4については、合わせて1科目とする。

8 合格発表及び合格通知

期 日 令和4年10月12日（水）午前10時

場 所 山形県ホームページ（発表時間は多少遅れることがあります。）

山形県庁正面玄関東側掲示板

山形県内各保健所（山形市保健所を除く）（最上・置賜・庄内は総合支庁屋外掲示板）

※ なお、合格発表の際は受験番号のみを掲示します。可否に関して電話での問い合わせには応じられません。合格者に対する通知は、合格証の発送をもってかえます。

9 試験結果の開示

受験者本人から口頭による開示（簡易開示）請求があった場合、下記により本人の試験結果を開示します。

- (1) 開示する内容：総合得点、科目別得点
- (2) 開示請求の受付

受付期間：令和4年10月12日（水）から令和4年11月11日（金）まで
（県庁閉庁日を除く）

受付時間：午前10時から午後4時まで

場 所：山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課（県庁3階）

(3) 持参するもの

受験通知書

紛失等により受験通知書を提示できない場合は、本人確認のできるもの（運転免許証等）

(4) その他

口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限ります。電話での開示請求はできません。

10 新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守してください。

- ① マスクを正しく着用の上、受験してください。なお、受験願書の写真との照合確認の際には、一時的にマスクを外していただく場合があります。
- ② 試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患している方は、受験を認めません。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に罹患しているおそれがある方は、事務局の指示に従ってください。無症状であることを条件に別室で受験していただきます。
- ④ 試験会場で検温を実施します。発熱（37.5℃以上）等が確認された場合は受験を認めません。
- ⑤ 試験会場では、手指消毒の実施に御協力ください。
- ⑥ 試験会場では、私語等は慎んでください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生等の影響により、試験を延期又は中止する可能性があります。その場合、山形県ホームページの「毒物劇物取扱者試験に関するページ」に掲載します。

(3) 試験会場から感染者が確認された場合、住所地を管轄する保健所へ、氏名、連絡先等について情報提供をする場合があります。

(4) 試験会場内では、試験監督員の指示に従ってください。従っていただけない場合には、受験を中止していただくことがあります。